

令和 8 年度 私立高等学校生徒等奨学給付金について

私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、低所得世帯等に対して給付金を給付します。**（※返済は不要です。）**
（家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が低所得世帯相当となる世帯を含みます。）

1 給付対象

高等学校等就学支援金又は高等学校等修学支援事業費補助金（「高校生等・新修学支援」、「学び直しへの支援」又は「専攻科の生徒への修学支援」に基づき各都道府県から支給される補助金をいう。）

（以下「各種支援」という。）の対象となる要件を満たす生徒等の保護者等が属する世帯であって、当該保護者等が**令和 8 年 7 月 1 日**において県内に住所を有し、かつ、同日において（1）又は（2）のいずれかに該当する世帯。

※ 児童養護施設等に入所している者又は里親に養育を委託されている者が属する世帯については、児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が措置されていない場合に限る。

※ 令和 8 年 7 月 1 日以降に家計急変又は子の出生等があった場合は、家計急変又は子の出生等があった日の翌月 1 日（家計急変又は子の出生等があった日が月の初日である場合は、家計急変又は子の出生等があった月）現在

（1） 高等学校等専攻科以外の生徒（以下「高校生等」という。）の場合、以下のいずれかを満たしている世帯

ア 次の（ア）～（エ）いずれかの世帯区分に該当する世帯

（ア） 令和 8 年 7 月 1 日において生業扶助が行われている（外国人を含む）世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）

（イ） 令和 8 年度における保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（（ア）の世帯を除く）（以下「高校生等住民税非課税世帯」という。）

（ウ） 令和 8 年度における保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額（以下「所得割合算額」という。）が 105,500 円未満である世帯（（イ）の世帯を除く）（以下「年収 270～380 万円相当の世帯」という。）

（エ） 令和 8 年度における保護者等全員の所得割合算額が 182,500 円未満である世帯（（イ）及び（ウ）の世帯を除く）（以下「年収 380～490 万円相当の世帯」という。）

イ 家計急変により、保護者等全員の所得割合算額がア（イ）～（エ）の世帯に相当すると認められる世帯（以下「高校生等家計急変世帯」という。）

（2） 高等学校等専攻科の生徒（以下「専攻科生徒等」という。）の場合、以下のいずれかを満たしている世帯

ア 次の（ア）～（ウ）いずれかの世帯区分に該当する世帯

（ア） 令和 8 年度における生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（以下「専攻科生徒等住民税非課税世帯」という。）

（イ） 令和 8 年度における生計維持者全員の所得割合算額が 105,500 円未満である世帯（（ア）を除く。）（以下「専攻科生徒等年収約 270～380 万円相当世帯」という。）

(ウ) 令和8年度における生計維持者全員の所得割合算額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯（(ア)及び(イ)を除く。）（以下「年収380～600万円相当の多子世帯」という。）

※ 「子等」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族（市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。）（当該生計維持者が、同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これらに準ずる者として適切と認められる者）である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族としている生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）及び生計維持者のいずれかの尊属である者を除いた者及び当該者に準ずる者とする。

イ 家計急変により、生計維持者全員の所得割合算額がアのいずれかの区分に相当すると認められる世帯（以下「専攻科生徒等家計急変世帯」という。）

※ 高校生等家計急変世帯又は専攻科生徒等家計急変世帯に該当すると認められる世帯は、家計急変があった日の翌月の1日（6月30日以前に家計急変があった場合は7月1日、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日）以降1年間の保護者等全員の収入が収入基準に当てはまる世帯又は年収見込額を基に所得割額に相当する額を算出し、保護者等全員の所得合算額が給付対象となる世帯区分に相当すると認められた世帯（世帯区分は「2生徒一人当たりの給付額（年額）」の各表に定めるところによる。）

※ 給付決定通知等が届くまでの間に、就職等で家計状況が変更となる場合は、変更後の収入見込額を確認するため、必ずお知らせください。

2 生徒一人当たりの給付額（年額）

(1) 高校生等

ア 各種支援（「高校生等・新修学支援」及び「専攻科の生徒への修学支援」に基づく各都道府県の補助を除く。）のうち、「新制度」に該当する者が属する世帯

世帯区分	給付額（全日制）	給付額（通信制）
(ア) 生活保護受給世帯	52,600円	
(イ) 高校生等住民税非課税世帯	152,000円	52,100円
(ウ) 年収270～380万円相当の世帯	50,670円	17,370円
(エ) 年収380～490万円相当の世帯	38,000円	13,030円
(オ) 高校生等家計急変世帯 a 7月1日までに家計急変 b 7月2日以降に家計急変	a (イ)～(エ)のうち該当する額 b (イ)～(エ)のうち該当する額に、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から3月までの月数を乗じて、12か月で除した額（1円未満の端数切捨て）	

イ ア以外の世帯（「専攻科の生徒への修学支援」に基づく各都道府県の補助を除く。）

世帯区分	給付額（全日制）	給付額（通信制）
(ア) 生活保護受給世帯	52,600円	

(イ) 高校生等住民税非課税世帯	152,000 円	52,100 円
(オ) 高校生等家計急変世帯 a 7月1日までに家計急変 b 7月2日以降に家計急変	a (イ)のうち該当する額 b (イ)のうち該当する額に、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から3月までの月数を乗じて、12か月で除した額（1円未満の端数切捨て）	

(2) 専攻科生徒等

ア 各種支援（「専攻科の生徒への修学支援」に基づく各都道府県の補助に限る。）のうち、「新制度」に該当する者が属する世帯

世帯区分	給付額
(ア) 専攻科生徒等住民税非課税世帯	52,100 円
(イ) 専攻科生徒等年収約 270～380 万円相当世帯	17,370 円
(ウ) 年収 380～600 万円相当の多子世帯	13,030 円
(エ) 専攻科生徒等家計急変世帯 a 7月1日までに家計急変 b 7月2日以降に家計急変	a (ア)～(ウ)のうち該当する額 b (ア)～(ウ)のうち該当する額に、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から3月までの月数を乗じて、12か月で除した額（1円未満の端数切捨て）

イ ア以外の世帯（「専攻科の生徒への修学支援」に基づく各都道府県の補助に限る。）

世帯区分	給付額
(ア) 専攻科生徒等住民税非課税世帯	52,100 円
(イ) 専攻科生徒等年収約 270～380 万円相当世帯	10,420 円
(ウ) 年収 380～600 万円相当の多子世帯	
(エ) 専攻科生徒等家計急変世帯 a 7月1日までに家計急変 b 7月2日以降に家計急変	a (ア)～(ウ)のうち該当する額 b (ア)～(ウ)のうち該当する額に、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から3月までの月数を乗じて、12か月で除した額（1円未満の端数切捨て）

【家計急変例】8/5に家計急変があった場合（(1)ア(イ)高校生等全日制に該当する場合）

$$152,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月 (9月～3月)} \div 12 \text{ か月} = 88,666 \text{ 円}$$

※ 新入生の保護者等で、前倒し給付（4月～6月分）を受けている方は、年額から前倒し給付額を差し引いた額を給付します。

※ 専攻科生徒等について、基準日の翌日以降、子の出生等により(2)ア(ウ)又は(2)イ(ウ)に該当する場合の給付額は、子が出生等した日の翌月（子の出生等が月の初日の場合は、子が出生等した月）から3月までの月数を乗じて、12か月で除した額（1円未満の端数切捨て）とします。

※ 令和6年1月1日以降に発生した災害等により被災し、制服を棄損・喪失し、再度購入が必要な

場合に受けられる給付があります。詳細を知りたい方や、申請を希望する方は御相談ください。

3 申請方法

県内の高等学校等に在学している場合は、学校へ申請書類を提出してください。

県外の高等学校等に在学している場合は、郵送により、直接、岩手県ふるさと振興部学事振興課まで申請してください。

(申請期限：県内の高等学校等に在学している場合 令和8年9月30日(水)【必着】)

県外の高等学校等に在学している場合 令和8年9月18日(金)【必着】)

なお、令和8年7月1日以降に家計急変又は子の出生等があった場合は、随時申請してください。

※ 今年度より対象者の範囲が拡充されたことに伴い、申請件数の増加が見込まれていることから、持参による申請書の提出は受け付けておりません。必ず郵送にて提出してください。

4 支給方法

給付決定後に保護者等又は学校の口座に振込みます。(学校の口座に振込んだ場合、学校が給付金を保護者等が負担する授業料以外の教育費に充当し、残額は返金します。)

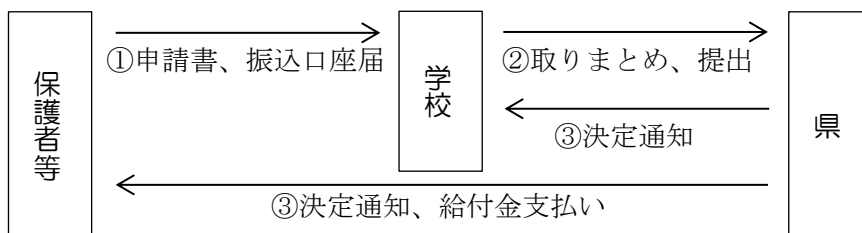
県外の高等学校等に在学している場合は、申請等で学校を経由しませんので、保護者等の口座への振込みのみとなります。

なお、**支給時期は、12月中旬以降を予定**しています。(令和8年7月1日以降に家計急変があった場合は、12月以降、順次行います。)

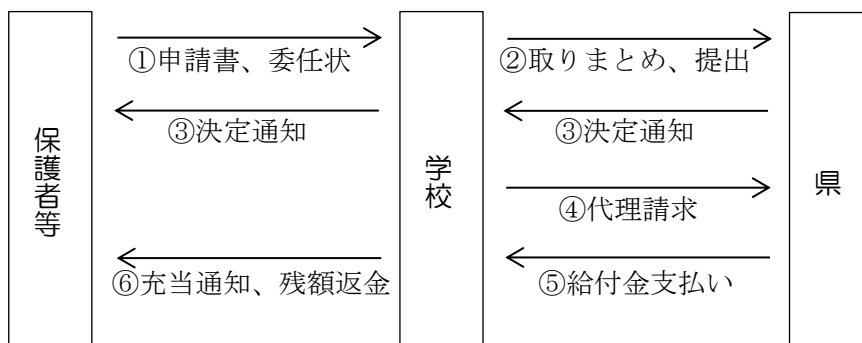
※ 支給の可否が決定次第、支給決定通知書又は不支給決定通知書を郵送いたします。支給決定の場合は、支給日の御案内を併せて送付いたします。個別のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

5 支給の流れ

(1) 保護者等に直接支払う場合



(2) 学校が受け取り、充当する場合 (※県内学校のみ)



6 申請書類

(1) 生活保護受給世帯

① 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号の1～4（その1））
② 広域振興局又は市福祉事務所が交付する生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 （参考様式－2） ※ 基準日（7月1日）現在 の受給状況の確認を行う必要があるため、広域振興局又は市福祉事務所からは、 当課指定の本様式による証明を得てください。
③ 在学証明書（様式第2号） ※ 県外学校のみ ※ <u>令和8年7月1日現在において在学中であり、かつ休学していないことを証明できる場合は、学校独自の様式による証明書でも差し支えありません。証明できない場合は、当課指定の本様式による証明を得てください。</u> ※ 申請期限までに在学証明書の発行が間に合わない場合は、在学証明書を除く申請書類を申請期限までに提出してください。その際、在学証明書の提出が遅れる旨を記載したメモ等を同封してください。
④ 令和8年度 における各種支援の支給決定通知書の写し ※ 申請日時点で未決定の場合は、以下ア又はイのいずれかについて提出すること。 ア 生徒本人及び保護者等全員の住民票の写し（原本） （マイナンバーの記載がないものであって、 令和8年7月1日以降発行のもの ） イ 特別永住者証明書の写し又は在留カードの写し
⑤ 次のいずれかの書類 【保護者等の口座への振込を希望する場合】 ・振込口座届（様式第5号） ・通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー 【代理受領を希望する場合】※ 県内学校のみ ・委任状（参考様式－4）※要押印

(2) 【高校生等】生活保護受給世帯以外の世帯

① 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号の1～4（その1））
② 保護者等全員の 令和8年度 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（次のいずれか） 課税証明書、非課税証明書、道府県民税・市町村民税額決定通知書等 ※ マイナンバーではなく、課税証明書等で確認します。
③ 在学証明書（様式第2号） ※ 県外学校のみ ※ <u>令和8年7月1日現在において在学中であり、かつ休学していないことを証明できる場合は、学校独自の様式による証明書でも差し支えありません。証明できない場合は、当課指定の本様式による証明を得てください。</u>

※ 申請期限までに在学証明書の発行が間に合わない場合は、在学証明書を除く申請書類を申請期限までに提出してください。その際、在学証明書の提出が遅れる旨を記載したメモ等を同封してください。
④ 令和８年度 における各種支援の支給決定通知書の写し ※ 申請日時点で未決定の場合は、以下ア又はイのいずれかについて提出すること。 ア 生徒本人及び保護者等全員の住民票の写し（原本） （マイナンバーの記載がないものであって、 令和８年７月１日以降発行のもの ） イ 特別永住者証明書の写し又は在留カードの写し
⑤ 次のいずれかの書類 【保護者等の口座への振込を希望する場合】 ・ 振込口座届（様式第５号） ・ 通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー 【代理受領を希望する場合】 ※県内学校のみ ・ 委任状（参考様式－４） ※要押印

（３）【専攻科生徒等】

① 私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書（様式第１号の１～４（その１））
② 保護者等全員の 令和８年度 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（次のいずれか） 課税証明書、非課税証明書、道府県民税・市町村民税額決定通知書等 （扶養親族の記載が省略されていないものに限る） ※ マイナンバーではなく、課税証明書等で確認します。
③ 在学証明書（様式第２号） ※ 県外学校のみ ※ <u>令和８年７月１日現在において在学中であり、かつ休学していないことを証明できる場合は、学校独自の様式による証明書でも差し支えありません。証明できない場合は、当課指定の本様式による証明を得てください。</u> ※ 申請期限までに在学証明書の発行が間に合わない場合は、在学証明書を除く申請書類を申請期限までに提出してください。その際、在学証明書の提出が遅れる旨を記載したメモ等を同封してください。
④ 令和８年度 における各種支援の支給決定通知書の写し ※ <u>申請日時点で未決定の場合は、以下ア又はイのいずれかについて提出すること。</u> ア 生徒本人及び保護者等全員の住民票の写し（原本） （マイナンバーの記載がないものであって、 令和８年７月１日以降発行のもの ） イ 特別永住者証明書の写し又は在留カードの写し
⑤ 個人対象要件証明書（参考様式－７の１又は７の２） ※ 次のいずれかに該当する場合のみ ・ 申請日時点で、各種支援の支給の可否が未決定である場合 ・ 各種支援を受給していない場合 ※ 県内学校については、学校がまとめて提出

⑥ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類 扶養誓約書（参考様式－８）								
⑦ 【世帯区分（ウ）に該当する世帯のみ】 ア 扶養親族申告書（参考様式－10） イ 市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等がいる場合には、以下の書類（写し可） <table border="1"> <tr> <td>新たに生まれた子等</td> <td>証明書類</td> </tr> <tr> <td>保護者等の実子</td> <td>出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等、子の出生日及び保護者等の氏名が記載されたもの</td> </tr> <tr> <td>保護者等に委託された里子</td> <td>里親委託証明書等、委託開始日及び保護者等の氏名が記載されたもの</td> </tr> <tr> <td>保護者等と特別養子縁組をした特別養子</td> <td>特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び保護者等の氏名が記載されたもの</td> </tr> </table>	新たに生まれた子等	証明書類	保護者等の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等、子の出生日及び保護者等の氏名が記載されたもの	保護者等に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び保護者等の氏名が記載されたもの	保護者等と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び保護者等の氏名が記載されたもの
新たに生まれた子等	証明書類							
保護者等の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等、子の出生日及び保護者等の氏名が記載されたもの							
保護者等に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び保護者等の氏名が記載されたもの							
保護者等と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び保護者等の氏名が記載されたもの							
⑧ 次のいずれかの書類 【保護者等の口座への振込を希望する場合】 ・振込口座届（様式第５号） ・通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー 【代理受領を希望する場合】 ※県内学校のみ ・委任状（参考様式－２）※要押印								

（４） 高校生等家計急変世帯及び専攻科生徒等家計急変世帯

① 申請書 【高校生等】 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（家計急変）（様式第１号の１～４（その３）） 【専攻科生徒等】 私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書（家計急変）（様式第１号の１～４（その３））
② 在学証明書（様式第２号） ※ 県外学校のみ ※ <u>令和８年７月１日現在において在学中であり、かつ休学していないことを証明できる場合は、学校独自の様式による証明書でも差し支えありません。証明できない場合は、当課指定の本様式による証明を得てください。</u> ※ 申請期限までに在学証明書の発行が間に合わない場合は、在学証明書を除く申請書類を申請期限までに提出してください。その際、在学証明書の提出が遅れる旨を記載したメモ等を同封してください。
③ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書、破産手続開始通知書・廃業等届出等）

④ 保護者等の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ・家計急変前の課税証明書の写し等 ・家計急変後の会社作成の給与見込（高校生等：参考様式－ 7、専攻科生徒等：参考様式－ 5）、直近の給与明細（3 か月分）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等 ※ 給与見込証明書は、家計急変があった日の翌月の 1 日（6 月 30 日以前に家計急変があった場合は 7 月 1 日、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の 1 日）以降 1 年間の給与見込が証明されているもの ※ マイナンバーではなく、課税証明書等で確認します。
⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等、扶養誓約書（高校生等：参考様式－ 3、専攻科生徒等：参考様式－ 8） ※ 市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等がいる場合には、(3)【専攻科生徒等】⑥に掲げる書類も合わせて提出する。 ※ マイナンバーではなく、課税証明書等で確認します。
⑥ 令和 8 年度における各種支援の支給決定通知書の写し ※ 申請日時点で未決定の場合は、以下ア又はイのいずれかについて提出すること。 ア 生徒本人及び保護者等全員の住民票の写し（原本） （マイナンバーの記載がないものであって、令和 8 年 7 月 1 日以降発行のもの） イ 特別永住者証明書の写し又は在留カードの写し
⑦ 家庭状況調査票（高校生等：参考様式－ 8、専攻科生徒等：参考様式－ 6）
⑧ 次のいずれかの書類 【保護者等の口座への振込を希望する場合】 ・振込口座届（様式第 5 号） ・通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー 【代理受領を希望する場合】 ※県内学校のみ ・委任状（高校生等：参考様式－ 4、専攻科生徒等：参考様式－ 2）※要押印
⑨ 個人対象要件証明書（参考様式－ 7 の 1 又は 7 の 2） ※ 専攻科生徒等であって、次のいずれかに該当する場合のみ ・ 申請日時点で、各種支援の支給の可否が未決定である場合 ・ 各種支援を受給していない場合 ※ 県内学校については、学校がまとめて提出

【参考】家計急変世帯収入例（住民税非課税世帯相当の場合）

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満
7人世帯	4,140,000 円未満
8人世帯	4,576,000 円未満

7 留意事項

別紙「申請チェックリスト」により記入漏れや添付漏れ等がないか確認のうえ提出してください。

【お問い合わせ先】

- 1 生徒が県内の高等学校に在学している場合
在学している高等学校にお問い合わせください。
- 2 生徒が県外の高等学校に在学している場合
岩手県ふるさと振興部学事振興課 私学振興担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 TEL：019-629-5041 FAX：019-629-5049
岩手県ホームページ：私立学校関係補助金
トップページ > 教育・文化 > 教育 > 私立学校・私学振興 > 私立学校関係補助金
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/shigaku/1006754.html>
※申請書の様式をダウンロードできます。

申請チェックリスト

申請書を提出する前にもう一度確認してください。

《給付申請書》

- ☐ 申請書に記入漏れはありませんか。記入漏れ等があり、申請が受け付けられない場合、給付金の支給ができなくなる場合があります。

《保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類》

- ☐ 「**令和8年度**の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書・市町村民税額決定通知書等課税証明書等）が添付されていますか。

《【高校生等】生活保護受給証明書》

- ☐ **令和8年7月1日現在**、生活保護受給世帯であり、生業扶助を受けている方は、広域振興局又は市福祉事務所が交付する生活保護受給証明書の原本を添付しましたか。

《【専攻科生徒等】（生計維持者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯）扶養親族申告書（参考様式-10）》

- ☐ 市町村民税における扶養親族の記載欄が省略されていない課税証明書等が添付されていますか。
- ☐ 市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等がいる場合には、以下の書類が添付されていますか。

新たに生まれた子等	証明書類
保護者等の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等、子の出生日及び保護者等の氏名が記載されたもの
保護者等に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び保護者等の氏名が記載されたもの
保護者等と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び保護者等の氏名が記載されたもの

《共通》

- ☐ 保護者等の口座への振込みを希望される場合、振込口座届、口座の通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写しが添付されていますか。
- ☐ 学校の口座への振込みを希望される場合、委任状が添付されていますか。
- ☐ 委任状には押印がされていますか。
- ☐ 【専攻科生徒等】※ 次のいずれかに該当する場合は、個人対象要件証明書が添付されていますか
- ・ 申請日時点で、各種支援の支給の可否が未決定である場合
 - ・ 各種支援を受給していない場合

《県外学校》

- ☐ 岩手県外の学校に在学している場合で、直接個人で申請を行う場合は、在学証明書が添付されていますか。（様式第2号）